

## 公 告

都市計画に関する公聴会規則（昭和53年小牧市規則第12号）第2条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年7月9日

小牧市長 山下 史守朗

### 1 開催期日

令和7年8月3日（日）午前10時から

### 2 開催場所

小牧市役所本庁舎6階 601会議室

### 3 都市計画の種類

尾張都市計画下水道

### 4 都市計画の案の概要の閲覧場所

上水道管理センター、小牧市役所（河川課及び情報公開コーナー）、東部・味噌・北里の各市民センター及び市ホームページ

### 5 都市計画の案の概要の閲覧期間

令和7年7月9日（水）から令和7年7月23日（水）まで

### 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項

#### (1) 公述人の募集

公聴会に出席し、意見を述べようとする者は、閲覧場所に用意された公述申立書に意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載し、市長宛てに閲覧期間内（必着）に郵送、FAX若しくはメールにより送付し、又は直接上下水道施設課窓口へ提出しなければならない。

#### (2) 傍聴

ア 定員を40名とし事前申込みによる先着順とする。

イ 傍聴を希望する者は、住所、氏名、連絡先及び参加人数を電話、FAX、メールにより、又は直接上下水道施設課へ連絡しなければ

ならない。

(3) 公述人の決定

公述人の人数制限は行わない。ただし、公述申立ての内容が他の者と同一であると認められるときは、意見を述べることができる者を市長が決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(4) その他

ア 公述人の発言時間は、最大10分間とする。

イ 閲覧期間内に公述申立書の提出がないときは、公聴会を開催しないものとする。